

## ○定款の写しについて

可能な限り会社法の規定に沿った内容が確認できるようにしてください。

会社法（定款の記載又は記録事項）

第二十七条 株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的 二 商号 三 本店の所在地
- 四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額
- 五 発起人の氏名又は名称及び住所

## ○原本証明について

定款の写しに原本証明をしてください。

原本証明例文

この定款の写しは原本に相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

柿丸管工株式会社

長野県下伊那郡高森町市田2183-1

代表取締役 高森 柿丸 株式会社  
代表之印

## ○登記事項証明書について

履歴事項証明・現在事項証明のどちらかを提出してください。